

# 東日本大震災における原子力発電所事故による被害を受けられた方へ

## ～県・市からのお知らせ～

震災における原子力発電所事故による被害を受けられた方は、地方税の軽減措置等を受けられます。軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合がありますので、詳細については、各担当課へお問合せください。

域等のうち市町村長が指定する区域内の土地や家屋には今年度分の固定資産税は課されません。特段の手続きも不要です。

\*市町村長が指定する区域については、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等に該当する市町村までお問い合わせください。

	税制上の措置	概要
共通	減免措置	被害にあわれた方の状況に応じて、税の減免を受けることができます。
県税	自動車税等の非課税措置	警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録がなされた自動車には、3月11日にさかのぼって自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車を取得した場合、自動車取得税及び平成25年度分までの自動車税が非課税となります。
	不動産取得税の軽減措置	警戒区域内にあった家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。
市税	固定資産税の軽減措置	警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を取得した場合、固定資産税の軽減措置を受けることができます。
	軽自動車税の非課税措置	警戒区域内にあった軽自動車で自動車検査証の返納等がなされた軽自動車には、3月11日にさかのぼって軽自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車・軽自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税となります。

### 問い合わせ

※県税に関すること  
 滋賀県自動車税事務所 ☎077-585-7288 (自動車税)  
 中部県税事務所課税課 ☎0748-22-7708 (不動産取得税)

※市税に関すること  
 税務課 ☎65-0679 (軽自動車税)  
 ☎65-0680 (固定資産税)

# 守るのは気づいたあなたのその勇気

(平成23年度「児童虐待防止推進月間」標語)

## 11月は児童虐待防止推進月間です

子どもへの虐待は、子どもの人権を著しく侵害するもので、子どもの心身の成長と人格の形成に大きな影響を与えます。虐待を受けたと思われる子どもを見つかり、「おかしい」と感じたら、迷わず家庭児童相談室または滋賀県中央子ども家庭相談センターへ連絡(相談)してください。連絡した人のプライバシーは守られます。また、確認の結果、虐待の事実がなくても責められることはありません。

最近、核家族化や地域からも孤立し、育児不安やストレスを抱えている子育て家庭が増加しています。また、子育てに熱心なあまり、しつけのつもりが虐待になってしまったり、経済的に苦しく働き過ぎってしまった結果、虐待につながってしまう場合もあります。

子どもへの虐待は、どの家庭でも起

### ■知っていますか？

#### 乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんや小さな子どもは、激しく揺さぶられたり、叩かれたりするなど大きな衝撃を受けることで、脳に損傷を受け、重大な障害が残ったり、死亡することもあります。

赤ちゃんの機嫌が悪く、ぐずったり、泣きやまない時の子育てはつらいものですが、赤ちゃんを揺さぶることは絶対にやめましょう。

子育てに悩んだときは、ひとりで抱えこまず誰かに相談しましょう。

### ■見逃さないで「助けてサイン」

#### 【子どもからのサイン】

- 不自然なあざ・やけど・打撲
- 極端にやせている、栄養失調状態
- 衣服やからだがかたが不潔
- 無表情、大人を見るとおびえる
- 落ち着きがなく乱暴、情緒不安定

#### 【保護者からのサイン】

- 子どもの健康や安全への配慮がされていない
- 衣類、寝具が不衛生状態
- 子どもを家に置いたままよく外出する
- イライラして子どもに当たる
- 地域との交流がなく孤立している

※次の機関でも相談を受けています。  
 滋賀県中央子ども家庭相談センター  
 ☎077-562-1121  
 (二十四時間対応子ども支援センター(ライオン))  
 ☎077-562-8996

問合わせ  
 家庭児童相談室  
 ☎65-0660 ☎63-4085

りうる問題です。子どもの立場を最優先に考え、地域のみならず子どもを守り育てましょう。あなたの行動が子どもや家庭への支援の始まりです。

家庭児童相談室では、関係機関と連携をとりながら、児童虐待のほか、不登校、しつけ、子育てに関することなど、子どもとその家族に関する相談に応じています。気軽に相談ください。

## 「消したはず 決めつけしないで もう一度」(全国統一防火標語)

### 11月9日(水)～15日(火) 秋の火災予防運動

火災が発生しやすい季節を迎えました。火の扱いに注意して、火災の発生を防止するとともに、高齢者を中心とする死者の発生を減少させ、また、財産の損失を防ぐためにこの運動が行われます。

### 大切な命を守るため、わが家にも防火の備えを

#### ◆◆住宅用火災警報器により火災の早期発見を◆◆

住宅火災により亡くなられた方の6割が逃げ遅れによるものです。これを防ぐためには火災の発生を早期に発見し、音や光等で知らせる住宅用火災警報器が大変有効です。

今後、高齢化社会が進む中で住宅火災における逃げ遅れの被害の拡大が懸念されることから、住宅用火災警報器の一刻も早い全戸普及が期待されています。

#### 住宅用火災警報器が被害を食い止めた

(甲賀消防管内での事例)

夕食の準備のため、フライパンにてんぷら油を入れ、ガスコンロにかけたまま放置し、ゴミ出しの用意をしていたところ、てんぷら油に着火し、火災となった。

台所と階段に設置していた住宅用火災警報器が作動し、家族が異常に気付いたため、初期消火を行うことができ、被害を最小限に食い止めることができた。

#### ◆◆使って安心、防災品◆◆

防災品とは、小さな火源に接しても簡単には燃え上がらず、もし着火しても自己消火性があり、燃え広がらない物品です。

住宅火災では犠牲者の大半が高齢者であるため、高齢化の進展に伴い防災品は安全な暮らしの必需品となっています。

防災品にはカーテン、じゅうたん、寝具、毛布、パジャマ、エプロン、自動車カバー、布張家具等があり、身近な物を防災品に代えることにより火災が広がるのを防ぐことができます。

#### ◆◆ご家庭に住宅用の消火器を◆◆

初期消火が行われた場合、最も多く使用されているのが消火器です。初期消火で消火器を使用した場合、7割以上が消火に成功しているデータもあります。万が一火が出た場合、消火器を使用した初期消火が大変有効です。

#### 破裂事故にご注意を。消火器をチェック

消火器は火災時には有効なものですが、サビや変形があったり、古すぎる消火器は、いざという時に使えないだけでなく、腐食の程度が著しい場合は操作することにより破裂する危険があります。早急に新しい消火器に交換していただくか、異常が見られた場合には絶対に使用しないでください。

#### 問い合わせ

甲賀広域行政組合消防本部 <http://www.koka-koiki.jp>  
 消防本部予防課 ☎63-7932 ☎63-7940  
 水口消防署 ☎63-1119 ☎63-7941  
 水口消防署土山分署 ☎67-1199 ☎67-1700  
 甲南消防署 ☎86-3119 ☎86-0719  
 甲南消防署甲賀分署 ☎88-7701 ☎88-7702  
 信楽消防署 ☎82-0119 ☎82-3977

#### 消火栓ボックス内の器具盗難に注意を

最近消火栓ボックス内の器具(筒先、スタンドパイプ等)の盗難事象が市内で確認されています。各地域においても定期的な点検を行い、盗難にご注意ください。

## 11月は「ねんきん月間」です

年金保険料の未納期間があると、将来受け取る老齢基礎年金が減額されたり、受けられなくなる場合もあります。

また、万が一の際の障害基礎年金や遺族基礎年金も受けられなくなる場合もありますので、保険料は納付期限内に納めましょう。

なお、経済的な理由等で納付困難な場合は、保険料の免除制度に該当する場合もありますので、ご相談ください。

#### 問い合わせ

○草津年金事務所  
 国民年金課 ☎077-567-2220  
 お客様相談室 ☎077-567-1311  
 ○保険年金課 国民年金係 ☎65-0688

### 貴生川認定こども園と開園に向けて基本協定書を締結

市は、来年4月開園予定の貴生川認定こども園を運営する学校法人森島学園と去る10月5日、開園に向けての基本協定書を締結しました。これは、貴生川幼稚園・貴生川保育園に現在通園している園児のみならず、貴生川認定こども園に入園し、公立園の教育・保育と変わらない就学前教育が受けられることを目指し、「教育及び保育の内容や取組み」、「職員の配置や研修・派遣」、「園生活における安全対策」、「現在園の教育及び保育を引き継ぐ事項」など7項目にわたる協定を交わしたものです。

#### 問い合わせ

○こども未来課  
 ☎86-8179 ☎86-8380